

第 5 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等検討小委員会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 1 1 月 7 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 6 時 1 9 分

【場 所】 吾北村中央公民館 2 階大ホール

【出席者】

小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

幹事会

欠席(岡林正憲)	筒井 正典	欠席(松本健市)
----------	-------	----------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	北川 博章
森木 香帆	津野加奈	

傍聴人 1 1 人 (うち報道関係者 1 人)

【 1 開会 午後 2 時】

事務局長：第 5 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

【 2 委員長あいさつ】

黒石委員長：5 月末の小委員会の開催を最後に大変日経ち、皆さんにはご心配をおかけしていることと思う。その会で住民の皆様の見解を聴いてからの結論にしたいという意見から、今日まで延びた経緯もある。それぞれの地区で、地区説明会や、行政懇談会や、議員協議会も開いたということも聞くが、今日はもっと踏み込んだ前進ある議論をいただき、県や他市町村が羨むような和やかで温かみのある、新町の全住民が心から合併してよかったと思えるような方向を見出していきたいと思う。振替って、我々の合併の枠組みとして協議会が立ち上がったとき、この枠組みであれば必ずや隔々まで住民福祉のできる、皆が合併してよかったと思える幸せな合併ができると確信をした。縁あって選ばれた我々委員は、大所高所に立って物事を判断し、今回一つの町の住民として温かく和やかで幸せな生活ができるよう、全ての住民にその基盤を確立していかなければならないと思っている。そういう意味から、今日の会が今までの遅れを挽回し、よりよい方向を見出していきたいよう、切にお願い申し上げあいさつを終わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

黒石委員長：会議録署名委員の指名を行う。

吾北村 筒井幹夫委員、本川村 中平由美子委員を指名。

【 4 議 題】

黒石委員長：本日の出席委員は、全員出席で、小委員会設置規程第 5 条第 2 項の規定により委員会が成立していることを宣言。

また、同規程第 5 条第 3 項の規定により、委員会の会議の議長は、委員長が務めることになっている旨了承願う。

議長：当小委員会については、2 月の協議会での諮問を受け、これまで 4 回の小委員会を開催し検討を重ねてきた。小委員会の答申については、5 月の協議会で言うよう求められていたが、ご承知のとおり、6 月には「いの町まちづくりを考える仲間の集い」から公開質問状が、「伊野町区長連合会」から要請書が、協議会に対して提出されたことなどから、住民の皆様のご意見をお聴きしたうえで、小委員会として十分に審議し、結論を出すべきではないかと考え、10 月に開催する各町村で行う懇談会や住民説明会が終わるまで小委員会を延期することとしていた。

本日は、住民説明会などにおける住民の皆様のご意見なども踏まえ、協議していくが、今月の協議会には、小委員会として答申ができるよう、意見集約を図っていきたいと考えておるので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議題に入る前に、事務局から、配布資料について説明を求める。

土居内計画班長：資料について説明

1 ページ、議員定数等検討小委員会において協議いただき、協議会に答申をいただ

く内容につき、改めて整理をした資料であり、1案、2案、3案に区分し、それぞれに議員定数、選挙区、協議すべき事項等についてそれぞれ説明する。

新町の議員定数については、地方自治法の改正によって、地方自治法第91条第7項の規定により、平成15年1月以降に合併をする自治体については、特例をとった場合でも、特例が終了して後の議員定数を事前に協議をして定めておく必要があることとなった。手続きとしては、合併協議会で協議を行って、合併関係市町村の議会の議決をして、告示をするというような手続きが、合併前に必要となってくる。この小委員会においても、今までの議論の中では26名以内で、合併後に議員定数を定めるといった形で協議を進めてきたが、小委員会から答申をする段階で、例えば特例を使った場合についても、特例後の議員定数について26名以内の中で何名とするのかということと協議をいただき答申をするということが必要になってくる。

選挙区については、1案、2案、3案とも条例により選挙区を設けることが可能となっている。1案と2案については、合併後、50日以内に選挙を行わなければならないとなっていることから、公職選挙法施行令第9条により、最初に行われる設置選挙に限って、選挙区ごとの議員定数は人口に比例をしないで定めることができるというふうになっている。一方、3案では、特例後の一般選挙においては、選挙区を設置することができるが、人口に比例をして定めなければならないというふうに定められている。ただし、特別な事情があるときは、概ね人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができるものというふうにされている。この特別な事情については、合併以外の特別な事情が必要である。

こういったことを踏まえ、1から3案の中で、どの案を選択するのかを協議いただき、それぞれの案を選択する場合に、あわせて下段の協議すべき事項についての整理をお願いします。

2ページ、住民説明会などで住民の皆さまからのご質問の中で、設置選挙を行った場合と在任特例を適用した場合等における経費の違いがどれくらいあるかということと、在任特例をとった場合に人数的に今の議場で賄えるのか、改修を必要とするならばどれくらいのかかるといったようなご質問が多くあったので、そのために今回、事務局の方で試算をしたものである。

3ページから11ページは、3町村説明会での住民の方々から出されたご意見、ご質問を、12ページから13ページは、協議会だよりのご意見箱コーナーに寄せられたご意見の抜粋で、協議の際の参考として添付している。

議長：事務局の説明に関して、質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：なしと認める。

次に、10月にそれぞれの町村で開催した町政懇談会や合併に関する地区説明会については、事務局の方で、住民の皆様からのご意見やご質問についてまとめ、本日、資料として配布されているが、それぞれの議長さんもお出席をされていたので、議員の定数や任期などに関してどのようなご意見があったのか、また、それを受けて各議会で、話し合いをもたれていたら、ご報告をお願いします。まず、伊野町からお願いします。

畑山博行（伊野町）：伊野町では町政懇談会を10月1日から27日まで町内で12箇

所行い、その後の経過を報告する。11月4日に「いの町まちづくりを考える仲間の集い」から要望書が出て、11月5日に「伊野町区長連合会」から要請書が出ている。それを受け、昨日伊野町議会で議員協議会を行った。その議員協議会の中で、行政報告会の中で出た議員に関する件を踏まえたご意見を伺い、それをまとめたものをご報告する。

まず、各地区で出された中では、在任特例をとるべきでないという意見が多かった。在任特例をとってもいいという意見もあった。全体的に見れば、数的には少なかった。こういうふうなご意見の集約である。

そして、本日の小委員会での議題となるであろう議員の定数特例とか、在任特例とかいうところの中で次の選挙の人数を決める上限枠についての話し合いを行ったが、その件については各党派で持ち寄って次回に話し合うということに決まった。全体として、伊野町議会としての確認をとって、これまで伊野町の議員協議会で話されていた方法の中では在任特例をとる。任期については、平成18年の5月という意見を集約しているということ、こういうことが確認された。

要望書、要請書については、事務局の方からお配り願いたいと思うので、ご参考によりしく願います。

(事務局から、伊野町議会議長宛に提出された要望書、要請書を配布)

議長(吾北村): 続きまして吾北村から報告をする。吾北村では、10月6日、7日、14日、15日の4回4地区で統一した資料を持って、執行部が合併に関する件のみで説明報告会、意見を聴く会を行った。私は、全ての会場へ出席をした。議員定数や任期、特例についての意見や質問はお手元に配付している資料のとおりである。在任特例を採用してはいけないという意見はなかったと思っている。

なお、この報告書には議員の任期や特例などについての意見や質問のみが出ているので、その他の件については出ていないが、支所機能とか、地区の呼び名とか運動会や成人式の開催の件などについては多くの質問があった。特に気がついたのは吾北村の合併の時には心の合併について、多くの配慮をしたものであるが、今回の合併は制度やお金の件はよく耳にするが、心の合併についてはどのような配慮や協議がされているのかという質問が特に印象に残っている。

なお、その後の議員協議会は、この合併に対する定数や任期などについての議員協議会は開いていない。

議長: 引き続き本川村からご報告をお願いします。

和田公靖(本川村): 10月14日、16日、20日と村内3箇所で住民説明会を行った。その中で11ページへも出ているが、在任を使うのかどうかという関係は、ほとんど出ていない。従って、在任特例を使うことがいけないとかいう意見は出ていない。

それに伴い、10月30日に協議会を開催して、合併協議会事務局から氏原次長、土居内班長にもおいでいただき、在任特例を使った時の在任期間について、協議検討した結果、本川村議会では1年7ヶ月ぐらいが適当であろうというような結果である。

議長: それでは、先ほどのご報告も踏まえて、協議を行っていく。

これまでに開催した4回の小委員会では、特例を選択せずに設置選挙を行うべきというご意見もあったが、多くは2年以内の在任特例を適用すべきとのご意見があったように思う。本日、協議については、事務局から資料として示されている1ページ「議員定数等検討小委員会において協議すべき事項」に基づき、まず、1案から3案の中で、どの案を選択するかを協議し、次に、議員定数や選挙区などについて協議してはどうかと考えているが、異議ないか諮る。

委員：異議ありの声

西川かず子：小委員会も5回目を迎えたわけだが、私は、当初から一貫して今日まで住民の視点に立った論議がなされていないんじゃないかということで、その都度発言もした。ちょうど委員長から議長への質問がなかったから、質問をしなかったが、これをすぐ議題にはいるということはいかななものかと思う。過去を振り返ってもいけないが、私は、この小委員会の委員の構成自体も、住民からこれは間違っているという声が圧倒的である。これは皆さまよくお考えになったらわかると思うが、自分の職業を自分で判断をしているというようなことになると、これは誰も自分の首をリストラをするという人はおそらくいないんじゃないかということで、伊野の住民もたくさんご意見を出されているが、この構成を協議会に提案された時に異議の申しだても随分あったが、これをどうして覆さなかったかということで、残念でならないけれども、これはもう言うべきではないと思う。

先ほどの議長さんの報告では、議員協議会で設置選挙をどうしてもしなければならぬというご意見の議員さんもおいでたと思う。それから在任特例ありきの論議も多かったかと思う。これは、なかなか採決でお決めになるということは、住民にもかなりまだ温度差が芽生えてきやしないかと思うわけである。協議会で在任特例をとるといふ議員さんのその理由、それから住民側にたって設置選挙しなさい、住民に模範を示しなさいという議員さんもお意見があったかと思う。具体的に抜粋をしていただいて、その2つのご意見をお聞かせ願いたいと思う。

細川治雄：西川委員から意見が出されたが、議員さんの意見とおっしゃられたが、伊野町の町民の皆さま方はそれなりのお考え、それから吾北村民は伊野町と異なる考えがある。本川も然りである。僭越な考えかも知れないが、吾北村、本川村の議員にまで意見を聞くというのはいかななものかという気がする。

西川かず子：議員協議会は、おそらく非公開で行われているであろうから一般の住民には、どういうご意見があったかということは伝わってこないもので、議員さんのご意見を聞かせていただきたい。これは学識経験者の意見ではない。議長さんにお聞きしたいと質問をしている。

畑山博行：伊野町議会の中では、経過から言えば、在任特例をとるのか設置選挙をするのかの議論もあったが、伊野町議会としては在任特例をとろうと、こういうことが確認をされている。在任特例の期間については、いろいろご意見があった。

在任の理由については、まず、合併をスムーズにいかせる。二つ目として合併の予算とか条例とかを決めて、それを見守りたい。三番目としては、合併をした後で住民からいろんな軋轢や不安が出るだろうから、それに対処するために在任特例をとるべきではないかというご意見であった。

以前には、設置選挙という声もあったが、その時の集約はしていないので、設置選挙の理由についての発言は控えさせていただく。

議長（吾北村）：吾北村では、随分前の議員協議会になるが、その中での理由は4月時分の小委員会で報告した経緯がある。理由としては、新町にスムーズに移行していくには各々の持つ振興計画や文化、伝統を活かしつつ、新町の町民として慣れ親しみ、安心して暮らせる方向が定まるまで見届ける必要があり、在任特例を採用するのが最も適切な方法であるということであった。

ただ、議員の中で一人、必ずしも在任特例でなくてもいいのではないかという方もあった。一つの町として選挙しても、あれこれえこひいきでなしに本当に仲良く、それぞれの地域の住民福祉や地域の活性化、或いは自然保護、開発などを真剣にやっていく方法もとれるのではないかというような意見であったと思う。

和田公靖：前回は報告したとおり、面積もかなり広くなるし、本川で小選挙区にしても一人ぐらい入れていただければいい方じゃないか、また、選挙区なしでやってもゼロになる可能性もあるという懸念もあり、それに加えて首長もいなくなる。せめて、在任特例を使って、その間に伊野町、吾北村の議員さんにも本川の隅々まで知っていただいて、その上で、次の選挙を行うというような考え方であった。

もう1点、定かではないが、反対の方の意見としては、対等合併であるので半数、半数、半数という言葉も出ておったというふうに記憶している。

西川かず子：よくわかったけれども、12箇所の町政懇談会が終わったが、伊野町の場合、伊野町長塩田始で全箇所へ回覧が来て、全家庭がこれを見て出席できる方は出席したということで、だいたい要約したものがここに出ているわけだが、これは、伊野町長の案内で行われている。伊野町長でありこの協議会の会長でもある町長は、全部終わった時点、住民の声をどういうふうに解釈したのか、どういうふうに受け取ったのか、小委員会にごあいさつをして小委員会に諮るべきではないかと思う。委員長、副委員長に権限を持たしてというふうになったのかお聞かせください。

議長：ご承知のように、全体会（合併協議会）の中の小委員会がこの会である。この会は、親会に対して答申をする立場である。その親会の会長がここへ来て、いろいろご説明をするのか、或いは立場を変えて町長というのか少し疑問ではあるが、そうであるならば、本川、吾北の村長もこの場へ出てきて、それぞれの思いを述べるべき筋合いのものかというふうに思う。しかし、逆に考えれば、我々は全体会からまた別に独立した小委員会を設置して、それが親会とは離れて協議した結果を答申するのであれば、親会とは離れて検討したものを親会に答申するのが本来の筋であると、そのように考える。

西川かず子：伊野町の場合は、私はそのように考える。合併協議会の会長から、或いはまた吾北村の村長さんから、本川村の村長さんから、これを理由に、懇談会が終わってからのことと今日まで延期していたので、だからその会長、副会長のご挨拶があつてしかるべきではないかと考える。

伊野の議長から報告されたが、要望書も2枚届いているが、吾北村と本川村はあまりご意見もなかったというような報告もあったが、こういうふうに住民の代表、特に区長連合会という伊野町も全体の各区の会であるので、そういう方々からこのような要請書が出ているということに対しては、私は会長も副会長も小委員会も含めて、もう少し住民を大事に思っていた方がスムーズに合併が進む。やはり合併して良かったという結論を出すには、一切こういうことは無視をして本日の議題にどんどん入るといふようなことになると、こういうふうなご意見を出された方

々がどのようにお思いになるだろうかと、大変心配をするわけであるが委員長いかがか。

議長：5月末の小委員会から、今まで空白になっている理由の一つは、それぞれの地域で行政懇談会やら地区説明会やいろんな会があり、また、一つには区長会もあるということで、それらの意見を聞きながら方向をみたいということによって、5月の末から今日に至っている。10月いっぱい地区懇談会や行政懇談会は終わったということを知ったので、今日の小委員会の日程を組まさせていただいて開催をしたわけである。すでに合併期日に対して、我々小委員会は親会に対して答申を急いで出すべき時期が来ているが、仮りに今提案した1案から3案が決定したら、協議すべき事項に移っていくにしてもかなりのエネルギーがいると思う。

従って、なるほどそれぞれの首長においでいただき、挨拶があってしかるべきであるというご意見もあるかもわからないが、小委員会は親会から独立した会であって、親会とは別に我々とした答申を出すべきものであるという思いから、我々は独立した考え方を答申したいという思いで、大急ぎでやらないと時間がないような気がする。今まで、何ヶ月も待って今日に来ている。前回5月末にも、先ほど言ったように堂々巡りという言い方をしたが、今のようないくらやとりをいくらやっても前へ進まない。従って、この方向でいきたいがどうであろうかというご提案をしたところ「異議あり」と言うことなので、その異議の内容をお聞きしているが、他の委員さんはこの進め方についてどうか問う。

畑山博行：少し離れるかもわからないが、私が行政報告会へ出て住民からの議会の関係の意見が出る中で感じたのは、まず在任特例というのは議員の特権であるというような感触が住民の方には強いのではないかと、合併協議会から出された資料がなかなか読みづらいというかわかりづらいというか、そういうことで質問者の意見を聴いている中で、まず、議員の在任特例は議員だけに許された特権だから、そういう特権は合併を考えた場合、特に経済的なことから合併をしようということであるから、そういう点はどうしても他の町長等と一緒にすべきでないかと、こういうことがあるような感じがした。

もう1点は、伊野町側から見た場合の対等合併、これの受け止め方が、伊野町側としてははっきり受け止めていないのではないかと、こういう感じである。伊野町側からすれば、吾北、本川が入っても人口的にはそう増えないから、だいたい何にもが伊野町のペースでいくという感じを受けておるのかもわからないが、いわゆる対等合併で合併協議会が進んでいるということに対する認識が、どうも十分でなかったかなあと、だから、住民側に対するアピール度も足りなかったし、また我々もそこへ持っていく努力も足りなかったかなと、ご意見をお伺いする中で、そういうことが自分なりに消化不良に終わっているという感じが大変している。余談かもしれないが、そういう声が伊野町の行政の報告会の中で出た合併に関する住民の声を聴いた中で強く感じていることである。

議長：在任特例が議員に与えられた特別な特権だということについては、ここにお集まりの皆さんはそうは思っていないと思うが、例えば定数特例であるとか、また合併特例債という特別なお金も国が用意をしているということで、合併する際には特別な例は、国がいくつも用意をしている。そういった誤解があるとすれば誠に残念である。

土居豊栄：今日の資料の5ページにもあるように、伊野町議会としての姿勢を決めたが、理由も下に書いてある3点は、過半数で伊野町議会を制した方々の意見をここに書いてある。

ところで、今日こちらへ来る前に、皆さんのお手元に資料として配られた要望書だが、伊野町区長連合会の副会長からわざわざ話があり、合併協議会の任期等の小委員会の大半の意向は、在任特例を使うという線で動いていることは承知している。そしてもう1点は、法定協議会の中で、3町村が対等の立場でそれぞれの自治体を尊重して合併をスムーズにいかうという気持ちも尊びたい。その上での意見であるということで、この要望書についての説明があった。つまり、小委員会で圧倒的多数で在任特例が可決されるであろうが、伊野町住民として、伊野町区長会の全員がこれには反対の意思表示を確認されている。だから、法定協議会において合併に際し、議員の在任特例をとると決めた時には、伊野町内では住民投票を必ず起こすという話があった。

そこで、事務局にお尋ねしたいが、3町村が対等合併で動いている時に、仮に1対1対1としたら、伊野町が3分の1であるから、住民投票をして過半数で在任特例を使ったらだめなんだということが決まった時、その扱いはどうなるか。合併前の現伊野町の町内で住民投票を必ずやらすというなかなか強い御意志がある。そうなった時のその住民の意思の扱い方はどうなるか。

議長：何に対して住民投票をするのか問う。

土居豊栄：合併した時の議員が在任特例を使わずに設置選挙をすべきなんだと、それで、その設置選挙は法に基づく26名以下の新たな議員定数で、首長と同じように設置選挙をすべきなんだと、そういう意向の住民投票に持ち込むという強い意思表示があった。そういうことが実際行われた時に、それはどのような扱いにしたらいいか。仮に法定協議会で在任特例と決定されても、合併を承認する議会は来春であるので、それまでに伊野町においては、住民投票の動きを起こすと、つまり伊野町議会での合併の承認を予想されている3月までに住民投票を起こすということである。在任特例は使うべきでない設置選挙をすべきなんだという伊野町住民の意思表示が確定された時には、その扱いがどうなるか勉強させていただきたい。

浜田孝介：住民投票という場合に、私的なグループが中心になって全体の意見を投票で聴くということなのか、条例に基づいた住民投票ということなのか、そうすると、私的なプロモートによる投票であれば、いくらでもやれるが、本来の住民投票というのは、住民投票の条例を作ってやるという段取りが必要なので、こう決まったらやりますといってもそんなものではないと思うが、どんな住民投票をイメージされているのか、それがはっきりしないとお答えのしようもないのではないかと。

土居豊栄：ご意見をいただいた方は、地方自治のルール等を熟知されている方の発言であるので、単なる思いつきでないと思う。伊野町において余計な出費を伴うようになるが、その時はどうするかという強いご意見であった。

議長：午後3時07分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時24分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

事務局長：調査をしていないので明確な答弁とはならないが、まず、住民投票条例の設

置請求が出てくるであろうと思う。それが出てきた場合に、おそらく該当町村の議会は否決をするんでなかろうかと考えられるが、その時に住民から、強い口調で議会の解職請求の署名活動が始まるであろうと思う。そういう感じで進んでいって、住民の大多数の方が議会の解散を求めるといような方向に進んでいって、そういう空気の中で合併協議会の議案を可決するという流れにはならないのではないだろうかという考え方をしている。流れとしてはそういうことにならざるを得ないという感じである。

議長：極めて重要な要望であり、発言と質問でもあったと思うが、これらの問題を受け、更には5月末から住民の意見を聴いたうえでやるべきであるということで、5ヶ月この小委員会も延びてきたわけである。それぞれの地区で、それぞれ行政懇談会や地区説明会があり、それに対して各議長から報告があり、また議員協議会も開かれたようであるが、それらを受け、本小委員会はどのようにするか皆さまのご意見をお伺いする。

西川かず子：住民側にたった時に、伊野町は至る所でそういうふうな発言がなされている。私も小委員会の一人として、これは会長に委嘱状も返上したいような心境である。そういう中で、本日この議題に移るといことになると、特例を使うか設置なのか、という流れで進んでいくわけである。17日にもう1回小委員会があって、26日の協議会となっている。どうして、伊野町の住民がこのようにご意見、反論があるかと申すと町名のことがある。

仮にどんどん進めていって、全体の協議会で白黒つけるという結果が出た時に、無記名投票で、そういうことをまたやるということになると、先ほど委員長もおっしゃられたが、せっかくここまで来て、温もりのある、良かったという、絆のある合併を伊野町民もものすごく望んでいるわけである。

住民の方から今日も早朝から、伊野町民が今こらえないかと、設置選挙ということになったら吾北村と本川村に十分な議員さんの人数をあげなさいと、それから1億数千万円の浮いた諸経費は、吾北と本川村のあのすばらしい自然の観光地の道路、或いはまたどうしてもという福祉問題に全部持っていったらいい。伊野町が今こらえずしてどうするかというお叱りをいただいた。

そんなこともいろいろ言われる中で、小委員会がおかまいなければそういう住民の方々と1回話し合いの場を持っていただき、何とか成功するよな方向付けをしていただきたい。11月17日には、協議会の正副会長にもおいでになっていただき、住民の方々ともお話し合いができて、争いごとがないようにしてはどうか、皆さんのお考えをお聞きしたい。

筒井幹夫：今回の会は、報告でもあったように本川村、吾北村においては1回目と方針は変わっていない。伊野町の5ヶ月間にわたる説明会、懇談会等によって、そういう問題が噴出してきたといことはよくわかった。私は当初から、議員定数等検討小委員会の組織のことから初めて、冒頭に西川委員が言われたようにおかしいのではないかといことを本会議で言ったよな記憶もあるが、しかし、決まった以上は、我々は住民の代表として吾北村の住民の意見としてまとめて、ここで反映し、よりよき合併へ向けていくのが我々の使命であると思っている。

この議員定数の問題については、伊野町が20名、吾北村が12名、本川村も10名、それぞれの町村において住民の意向も踏まえ定数は削減してきている。この議

員定数については人口問題も非常に大きく左右されておるわけで、伊野町は約24,000人、吾北村は約3,300人、本川村が759人ということで、本川村、吾北村については過疎化が進みどんどん人口が減少する中での地域である。面積問題もあるが、伊野町が約100?、吾北村が約161?、本川村が約208?と非常に広大な大きな新しい町の誕生になるわけである。懇談会の席上でも、合併に対する今までの経過については問題は出ていないが、ただ一つ不安であるという声が出た。何が不安かと言うと、議員の定数の問題が出てきた。吾北村或いは本川村においては議員は当然のごとく減るであろうと、住民の声が活かされない状況がくるであろうと、これが一番心配であると、このようなご意見もいただいたわけである。

我々が思っているのは、在任特例を使って、これも10年20年とは言わない。法で認められたわずか2年間のことである。新しい新町は、次の合併があるまではこの状態で続くので、その中のわずか2年間だけは、せめて我々田舎の者が町の状況を知り、町の議員さんも田舎の隅々まで地理を知って、初めて住民の代表としての議会議員としての責務が果たせるのではなからうかと理解する。議会の議員の仕事としては申すまでもなく、住民代表の代弁者であり、或いは執行部のチェック機能であろうかと思う。そういう意味も含め、人数割りで行くと本川村が1人とか、吾北村で3~4人とかいうことになると、住民の不安というものが出てこようと思う。そういうことで、私は、在任特例を是非ともお願いしたいということで、今までも主張し、議会でもそういう意見の一致を見ているわけである。

今日の会で、そのような住民の運動がおこっているということを知ったわけで、ここで我々にそれをどうするかということをおっしゃられても我々は結論のしようがないと思う。今そういうことが起こったからこれを方向転換するかと言われても困るし、やはり温かいまちづくりにために痛みはお互い分かち合い、大きいところもデメリットは出てくるであろうし、また小さいところは小さいところのデメリットはあるけれども、お互いが将来のまちづくりのために思って譲り合うという基本理念の基に、今後の合併論議を進めていかないといけないのではないかと考えている。意見として申し述べさせていただいた。

区長会との話については、今日、結論を出すのか、或いはそういう手段を選びながら模索していくのかということしか手が無いのではないかと思う。

伊藤隆茂：今回の会は、5月31日の会の席上において、伊野町の畑山博行議長から伊野町議会では12対6で在任特例という方向ということの報告があった。それ以前に、本川も吾北も在任特例を使うという方向で、期間は平成18年の5月頃ということの意見の集約がされていた。このことは、第3回の小委員会で報告をしている。その中で5月31日の小委員会で、伊野町議会ではそういう結果が出たが、町民に対して十分な説明とそういう認識の不足もあるようなので、しばらくの時間を貸してほしいと、こういうことが伊野の委員さんから申し出があり、吾北、本川の委員がこれを了承したというのが経過であろうと思う。

そういう中で伊野町のグループから公開質問状が出されている。それに対して塩田会長から相手側にそれに対する協議の結果も報告書として提出されたその経過を私どもも承知をしている。

今回の小委員会まで5ヶ月という期間があったが、今回の会は、伊野町のそれぞれ

の小委員会の委員さんが特例についてなど十分な説明会をこの期間にし、そして今日の会へ望んだというふうに思っていた。

しかし、聞いてみると伊野町においてはこの小委員会に対する反発が非常に大きいと、在任特例ではいかんというようなことがあっている。小委員会が伊野町住民との話ということも出てきているが、このことについては、やはり伊野町議会、伊野町の小委員会委員が町民に対して説明をするべきであろうというふうに思うし、私どもが伊野町へ出向いて話し合いに望んでも、吾北としての見解を持っているので、それを崩してそれへ望むということは、これは私たちの協議会で申し合わせた事項でもあるので、当然これは今回受け入れてそうしましょうということは私としてはできないということをお願いする。

曾我部義晴：2月18日に、3つの小委員会の設置の際、会長が委員を指名した。その時、会長は変更したい旨あれば申し出てほしいという話もあり、私も本川村で第4次振興計画策定にも関わっていたので新町構想の小委員会へ回してもらいたいという考えもあったが、一委員がそれぞれに変えていただきたいということはとても収集がつかないのではないかとこの考えの基、発言を控えた。この小委員会での会合の際に、議会の議員協議会の傍聴はどうかと尋ねたところ、3か町村とも傍聴をさせているということで、なかなか開かれた議会運営をしておるという考えを持った。正規の議会活動でないものを傍聴させて良いか心配をしておったが、それぞれの議会において議員の任期についてまとめておられるようだが、西川委員もおっしゃたが、議員協議会が1日ぐらいで終わると、何日に議員協議会を開いてということが議題に上がるかということが全くわからないが、それぞれの議会の議員さんたちが、住民を代表してのまとめたご意見を持ってこられておると思う。

私個人の考えとしては、合併特例法の第6条の定数特例、第7条の在任特例という規定によって一定期間、従前の議員がそのまま合併後の新市町村の行財政運営に関わる道が残されていると、このように思っている。また、連続的に行政の一貫性が保たれる形になっていると思う。現在の3つの議会の議員さんで新しい調整を見届ける必要があるのではないかとと思うし、私は在任特例の適用を提案したい。それが3か町村の議員に残された責務でもあるのではないかとと思うものである。

住民の中には、相当厳しい意見を私に申す者もいる。議員の任期の小委員会で、早く意見を出さないかんやないかと、すでに新町将来構想や新町の名称検討小委員会も答申をしているが、議員定数の小委員会は何をしているかという厳しいご意見がある。中には在任特例を使わずに出直し選挙をしてはどうかというご意見の方もおるわけである。本川村の議員さんはどのようにお聞きしているかわからないが。

そういうことである程度まとめないとダラダラでは申し訳ない。答申を出して、協議会で判断を仰ぐという方法はある。小委員会としての意見をまとめるべきでなかろうかと思う。

それから本川村、吾北村の住民代表が伊野町に出向いて行って伊野町の代表の方とお話をするという方法もあろうと思うが、これはなかなか難しい問題があるんじゃないかという風に考える。

議長：冒頭の挨拶でも、皆さんに大変ご心配をおかけしていると述べたのもそこである。しかし、伊藤委員からも言われたような経緯もある。実は、伊野町議会の委員会にも招かれ、委員会の席で発言も求められたが、残念ながら私は、吾北村議会議員で

あるが伊野町議会議員ではないので、1線を越えた発言は内政干渉になるので言えない。伊野町の行政を今勉強するといっても口出しできない部分がある。ましてや他の町村の事情もすぐにはわかる状態じゃない。合併前に勉強をするといっても限りがある。今筒井委員の言われたことと同じ意味である。何とか2年以内の間、一つの町の議員として一緒にやらせていただきたい。その間に行政に入っても予算に入っても勉強して次の新町としてのステップへいきたい。いつまでも41人という議員数を引っ張るつもりはないという思いで、今、お願いをしているのが現状である。しかし、今要望書が出ている分についても重々受け止めなければならないので、小休をして正副委員長で協議をしたい。

議長：午後3時54分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後4時50分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：正副委員長で対応について検討したが、中でも実は、今出てきている要望書などに対処するために、小委員会として住民と会って話し合いの機会を持つのかどうか結論は出なかった。従って、資料1ページの手順についての提案に対して異議ありということであったが、今日の会の進め方につき、皆さんにお諮りする。

細川治雄：正副委員長の協議の結果、この要望書等については、或いは伊野へ小委員会が出向いての説明会ということについては結論が出なかったということを受けて意見を述べる。

要望書等については、今後どのような展開が起きるのか私どもには予測がつかないところである。これを今後どのように扱っていくかということについては、高度な政治的判断が求められる事案であり、当委員会としてこのことに関与できる内容でないと判断する。出向いて委員会委員として説明をするということについては、やはり委員から降りると吾北村民で、吾北村の意見を承ることが基本だと思っている。伊野で出てきたこのようなことについては、当委員会の委員の一人として、伊野の情報として重く受け止めるわけであるが、私はそこからその1線を越えることは委員としてできないという意見を申し述べる。

議長：正副委員長会でも同じような意見が出て、やるとしたらどういう立場でやるかという議論も随分あった。例えば、次回17日の委員会までにやるとすれば日程的に難しい。そして、次の全体会に対して当委員会から答申が出せなくなるおそれがある。しかも、この小委員会が親会に相談もなしにそういった会議を持っていいのかなのか、そういったことも不安である。しかし、こういった要望書が出ている以上、やはり小委員会が行って、地区の人たちに今の小委員会としての意見をお伝えするべきであるという、それぞれの意見が出たが、結局結論が出なかったわけである。他にご意見はないか問う。

畑山博行：補足になると思うが、私の意見としては、やはり行政報告会の中での合併に関する住民からの意見での話を聴いており、区長会等の経過、昨日の協議会の話聞いた中で、強く思うことは、住民の中の感じとして吾北、本川の生の声が伝わってないのではないかと強く感じている。伊野町としては対等合併であるという気持ちだが、伊野町から見れば自分たちの伊野町に吾北、本川が合わせるべきでないかというふうな気持ちが強いのではないかと思う。行政報告会などの意見を

聴くと、どうもそういうふうに生の声が伝わっていない故に、ただ経費的なもので判断をしているのではないかということがあるので、結論が出ていない前に、伊野の声も吾北、本川に聴いてもらわなくてはいけないが、本川、吾北の声もやはり聞くべきではないかと思う。そういう意味で出された団体だけでなくして、一般の方の声も聴かれる場、それをこの小委員会として持ってはどうかと、なお、それについては正副会長の意見も必要であれば聴いても良い。やはりそういう意味で、伊野町側から見た場合のこれからの合併に対して行われるであろう住民の動きを見た時に、やはりそういう生の声のやりとりが必要でないかと思ったので申し訳なかったが、ずいぶんと時間をとらせていただいた。

議長：筒井委員、伊藤委員、曾我部委員から切実な訴えもあった。それは、今後の合併後の問題として是非とも住民の声、或いは広い地域の今後の開発や、自然保護、災害復旧とかいったことをどうするか、経験があり物事に携わってきた議員が引き続き、しばらくの間やらせていただきたいという願いをしたところである。会場においでくださっている皆さんはこういう切実な思いをお聞きしていることと思う。

筒井幹夫：要望書の件については、11月4日付けで伊野町議会議長宛に出ている。先ほどの経過説明の中で伊野町の議員協議会は、昨日会をして結論が報告されている。当然伊野町の議会議員としても、この要望書等については把握の上で結論を出していると考え。この要望書の件については、小委員会では論ずるべきでなくして、小委員会には小委員会で与えられた仕事をし、合併協議会へ答申をし、その場で結論を出すべきではなかろうかと思う。

議長：小委員会は小委員会として与えられた責務があり、その範囲内で答申を出すべきであるというご意見であったが、他にご意見がないか問う。

西川かず子：小委員会のルールもあろうかと思うが、この要望書或いは要請書は、やはり住民の悲愴な叫びの声ではないかと受け止めている。今一度、伊野町の議員の皆さんがこれを読まれてどのように感じるかということも、議長も重きを持って受け止めていただきたいと思う。

議事進行になるが、今日の議題に入るまでには、次回小委員会の開催までには約10日間日にちがあるので、議長もこの取扱い或いは住民の本当の声を誠意を持って受け止めていただいて、どういうふうな方向付けをするかということで17日に是非お願いしたいと思う。

一番はじめにも申したが、町政懇談会の総責任者は伊野町の町長、すなわち合併協議会の会長であるので、17日には会長とおかまいなければ副会長にも住民との懇談会の報告をお願いしたい。責務は小委員会がこれから専門部門として入っていかねばならないが、是非委員長から会長、副会長の17日の出席要請をお願いしたい。

議長：次回小委員会を17日に予定はしているが、随分長く引っ張ったのでできれば今日、1案～3案のどれかに進んで17日に次の段階にいきたいと考えていたが、西川委員からの正副会長の出席要請というご発言をいただいたがどうか。

委員：委員長、副委員長に一任の声有り。

議長：委員長、副委員長に一任という発言があったが異議ないか問う。

伊藤隆茂：今日の会において結論を出さずに、17日までおくということか確認させていただく。

私どもは、先刻も申しましたが、伊野町民に対して議員定数を含めた形での協議をし、理解を求めていただきたいという思いで、5月31日の会から今まで延期をしてきている。そういう中で5ヶ月経ってもこの結論が出ていないということに対しては、私たち吾北村の者としては、何のための5ヶ月間であったかと思う。

吾北村においては、賛否両論もあるが大方の皆さんが在任特例での思いを持ってきているし、私も個人的に議員として住民の代表という立場で住民に説明してきている。本川さんにしても同じ思いであろうと思う。

結論の時期にも来ていると思うので、この要望書というのは伊野町議会議長宛のものであると認識をしているので、これに立ち入って他の委員が口を挟むと言うことはできないというふうに思う。17日に結論が出ないということになれば、会の進行上も我々委員の責任の問題も出てこようかと思うので、議長が今日結論を出さないということであれば、17日にはその結論を出し、法定協議会へ答申するというぐらいの議長の決断はしていただきたい。

法定協議会のたくさんの調整方針案の事例でも伊野町に合わすことが大変多いと思う。そういう意味も含め、吾北、本川の小さい村の要望についても考慮願いたいというふうに思う。

議長：前進ある会にするために、この資料の1ページのどれかを今日の結論として持っていくという意見と、少し待ってほしいという意見との両方の意見の中で、今日結論を出してほしいという意見が圧倒的に多いと思うがどのように取り扱うか問う。

曾我部義晴：今日の会議の次第書については委員長と事務局で練って出したと思うが、議題の2番目に選挙区の設定についてということが出ているが、その辺りのことは何もふれていない。事務局に尋ねたいが、1ページの1案の1番下、選挙区を設けるとした場合、選挙区ごとの議員定数はそれぞれ何名とするか。(選挙区の議会議員の定数は人口に比例しないで定めることができる。)と書ききっているが、この辺について事務局の案があればお聞かせいただきたい。

土居内計画班長：まだ、いずれの案とも決定していない段階なので、事務局としての案は持っていない。

曾我部義晴：そうすると議題としてあげたということはどうか。

議長：それぞれの案のいずれかに決まれば、その順で資料1ページの下段におり、協議すべき事項を協議していくことになる。小委員会で答申する事項は、・特例をとるか否か・特例をとった場合、終了後の議会議員の定数についてである。選挙区を設けるか設けないかについては、必ずしも小委員会で答申する必要はない。委員長としては、どれかの案に決めて次の協議に移りたいという思いで提案したわけである。

曾我部義晴：今日で第5回の小委員会であるが、今までほとんど在任に関する特例についての話だけであったと思うが、今日次第書をいただいて選挙区の設定についても出ておるのか、検討する余地があるという考えも持ったわけである。議題としてあげたものについては、やるべきこと、協議すべきことではないだろうかと思うがどうか。

議長：とにかくこの1~3案のいずれかに決まらなければ、次へ進めない。だから、その方向性を見出して、次回の会に進んで良いということにご異議ないか問う。

西川かず子：委員長の議事進行もわかるが、17日まで内容云々についてもチェックも

させていただき、17日にはスムーズにいくと思う。そういうことで私の先の提案のように正副会長のご報告と、それから議事に入るということで17日にさせていただいたらもう少し冷静に判断できるのではないかと思いますので、是非よろしく願います。

議長：正副会長を17日に要請するという点については、委員長に一任ということで確認をとっている。4名の委員から1～3案について結論を出すべきというご意見も出ているので、その結論を出す点について異議がないか問う。

西川かず子：17日に会長が、11月26日の協議会に小委員会の結論を持ってきなさいということであれば、17日は徹夜になってもやったらいいのではないかと。12月にこけてもいいと会長が言えれば、また時間があるのではないかと。だから委員長から会長に聞いていただきたい。

筒井幹夫：小委員会で決定した事項が、全て合併協議会でスムーズに決まるということはない。これは町名の問題でも然りである。協議会の委員さんは議員以外の住民代表の委員さんも数多くおられるわけなので、小委員会で決めても当然合併協議会で審議されるので、今日出ている問題について、伊野町でこれほど大きな問題になっているということは、当然合併協議会の中でも出てくる問題であろうと思う。小委員会の意見としては、3町村がそれぞれ長い空白の時間の結論を持ってきていると思うので、本日決めて答申をするべきであると思う。ただ、在任特例終了後の議会議員の定数は何人にするかということまでは報告の中に含まれていなかったように思う。3町村議会の決定がそれぞれ報告されているので、そういう方向で進めていったらいいかであろうか。

議長：筒井委員、西川委員のご意見はわかったが、他の委員さんはいかがか。

中平由美子：5月から伊野町の町民の方と話をしてからということでは待っていたように思う。その結果が先ほどの議長報告だと思う。この要望書があることないことにかかわらず、前向きに進んだらいいと思う。

川村茂：西川委員のご意見もごもっともだと思うが、本川の議会としては一応在任で行くということは決まって、各地域の説明会に同行して村民の意見も拝聴したが、その中で議員の定数についての議論になると、長沢地区で1回あったが、設置選挙をして真意を問うべきだという声もあった。しかし、大方のご意見の中では、在任の方がいいのではないかとということをお聞きをした。そういった中で本川村議会として在任でいくということは議長報告のとおりである。筒井委員もおっしゃったように、やはり、全体会の中での賛否というものも残っているので、そういった意味では私は前向きな方向で考える時には、この議題に上がっている件については結論を出す時期ではないかと思っている。

伊東尚毅：個人の意見としては、小委員会は小委員会として結論を出して答申を早くするべきであると思う。

土居豊栄：伊野町議会の市町村合併問題調査特別委員長の立場、そして議会の一議員としての立場で先ほど意見を申し上げた。この要望書などの件は皆さんに諮っていただきたいということではなく、そのような住民の強い意見もあるということをご承知の上で審議を進めていただいたらという気持ちで、事務局に見解をお尋ねしたわけである。あの要望書をどうするかという提案ではない。あれを承知の上でそれぞれの皆さんが、良識にたつてどのような判断をするかという提案をさせていただ

た。私は、採決をすることには賛成である。

浜田孝介：要望書、要請書は、伊野町議会議長宛のものなので、これについては伊野町議会がまず対処をするのが、ルールとしては当然のことだと思う。実は昨日議員協議会をやって、この資料は出てきた。それも含めた上で、冒頭、伊野町議会議長が報告したようなことになっている。従って、議会の意見としては、議会の姿勢としても17日になってもおそらく変わらないと思う。私も私見はあるが、議会でいろいろ検討した結果、議会の意見となっていればやはりそのルールを逸脱することはできない。拘束されても仕方ないというふうには思っている。

ということで、それと同時にこれは5月から伊野町のより慎重な検討を待つということまで来ているわけなので、やはりしかるべき時期に伊野町は態度を決めて結論を出すべきで、それはおそらく今の時点になっているというふうに思う。昨日の協議会の結果を見たら17日にしても結論はそんなに変わるものでないと思う。そういう意味で今日決めることもやむを得ないと思う。

井上敏雄：浜田委員とほとんど同じ意見で、伊野町議会では平成18年5月末まで特例をとるという決定をしていて、それに従って発言をしてこいという拘束をかけられているので、今日やっても17日にやってもこれは覆ることはないと思う。ただ、委員会の委員としてはいろいろ意見を持っており、議会が拘束をかけるについては疑問もあったが、多数決で決まったことなので仕方がない。今日やってもよい。

筒井鷹雄：西川委員のおっしゃるように賛否両論があるのは事実である。吾北村としては、吾北村市町村合併推進委員会においても議員協議会においても、在任特例でいくという決定をいただいている。10月に4箇所で行った住民説明会を行ってきた中で、新町としての道をつけるために在任特例でやってほしいというご意見が多くあったように思う。そういうことから、村の代表として出てきているので、やはりその機関の議決は尊重しなくてはならないと考えている。従って、今日やっても17日にやっても代表の委員としては、考え方そのものに対しては変わりはないと思うので、今日やってもよい。

議長：土居委員からこの要望書を重々認識した上での発言だろうかということ予めお聞きしましたよと、確認があったので、今の皆さまの判断はこのことを踏まえた上でのご発言であったと思う。

議長：午後5時34分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後5時37分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

畑山博行：先ほどの話しに戻るが、私の意見としては、この結論を出す前にやはり住民の生の声をお互い届ける必要があるのではないかとということもあるが、この小委員会として大多数の方が今日結論を出してもいいということ言われているので、結論は結論として出していただいて、それで各町村との対話の場は、会長、副会長に伝えると言うことでお願いしたいと思うがいかがか。

議長：畑山委員から発言があったことは、正副委員長の話し合いで時間がかかったところである。委員の方からは、小委員会はその問題については、町議会へ出ていることでもあり、また小委員会としての権限を逸脱するようなことになってもいけないので、タッチすべきでないという意見と、住民の声を聞く対話の機会を持つという

ことの両方の意見が出た。

今それぞれの委員にお聞きしたところ、正副委員長は別として、少なくとも1～3案の結論は今日出してはいけないという人が一人で、その他の委員では今日結論を出してほしいという発言であったので、1～3案のいずれかについて決定したい。元へ戻るが、畑山博行副委員長からこういう声もあったということを会長に口頭で報告したいということについてご異議ないか問う。

畑山博行：再度いうと、地区説明会ということではなしに、吾北、本川の生の声を伊野に聴いていただきたいし、伊野の声も聴いていただく場をこの小委員会として持っていただきたい。というのは、自分の感じ取っているのは、今の状況のこれから進めていく上で我々としても何らかの対応をしておかないと、これから進むであろう合併の合併後について溝ができるのではないかと、そういうことに対して、少なくともできる手は打っておくべきじゃないかと思う。だから日にちはかかるにしても、我々はお互いの事情はわかるが、特に伊野町側には吾北、本川の事情がわからない方が多くて、財政的な面だけで判断しているようなところもある。どうしてもその在任特例が必要なんだという生の声はやはり伝えるという、そして伊野町はどうして設置選挙じゃないといけないかという声も聴いていただいて、結論として変わらなくても手は打っておくべきじゃないかという意味で提案させていただいた。

議長：そういった要望書についても重大に受け止めておると、ただ小委員会の委員長が自分の判断で、親会にも相談せずに地区説明会へ行っていいものかどうか。自分はそういった権限を与えていただけていないので、結論が出なかった。今の畑山博行副委員長からこういう声もあったということを会長に口頭で報告したいということについてご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

細川治雄：伝え方として、この小委員会の決定を持って伝えるというのか、小委員会の中にこういう意見があったということ伝えるのか確認をしたい。

畑山博行：結論は結論として言っていて、その他にこういう意見もあったということ伝えてほしいということである。

浜田孝介：伊野の生の声を吾北、本川に聴いてもらう、また逆に吾北、本川の生の声を伊野が聞くということは、具体的にどのようなことを想定されているのか。

畑山博行：一案として今出されている団体としてでなくて、吾北、本川、伊野の住民に対して、例えば場所を指定し合併の小委員会が各地区の声を聴きたいのでお集まりいただきたいという案。というのは、特に私が感じているのは、吾北、本川が在任特例に関して、どうしてもこれが必要だという声を、文書でなくして生の声で伝える必要があるのではないかと、また伊野の声も一度は顔を合わせて話をしておかないと、合併をする中でいろいろ支障がおきてくるのではないかと思う。結論は変わらなくても、腹を割ってはなせる一つの場所づくりを一番関心のある議員の問題に関して、本音を言ってもらえる場づくりをしておく必要があるのではないかということである。

浜田孝介：イメージはわかったが、問題になりそうなのは伊野から来て生の声を発言する人は、在任特例を使うべきでないという人だけが来てやるのか、反対の意見の人も来るのか。逆に、吾北、本川の生の声というのは在任特例を使う人の生の声を聴くのか、また少数派の反対の声も聴くのか。各町村にそれぞれの意見があるので生

の声と言ってもどういうものなのか。

議長：全住民は案内は同じ条件で出すが、それから先はどのようになるかはわからない。

細川治雄：先ほど私が正副委員長に一任といったのは、西川委員のお話のあった17日に、正副会長の委員会出席要請についての件であって、住民を集めての交流説明会的なことについては一任とっていない。そこに立ち入るということは小委員会としては身の丈余るということを言っている。

議長：それでは1～3案の方向性をみたいと思うがいかがしたらよいか。

土居豊栄：西川委員からの提案について委員長一任ということができたので、一任された結果をどうするか、筋を出していただきたいので発言した。

議長：午後5時57分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後6時5分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：1案から3案の中で、3案の在任特例を支持する意見が、多くを占めていたように思われるが、3案で異議ないか問う。

委員：異議ありの声

議長：少数意見として異議ありの声があったが、大多数の意見によって3案ということで決定する。次に協議すべき事項の在任期間と在任期間終了後の議員定数についてはどのようにするか問う。

川村茂：この件については、各議長から報告があっていると思うがどうか。

伊藤隆茂：吾北村では平成18年の5月末ということで方向を見出している。本川も伊野も報告があっているので、そこら辺のすりあわせをすれば在任特例の期間は決定できるのではないか。

浜田孝介：伊野町議会では、在任期間終了後の議員定数については議会としての一致をみていないので、17日までに決めようということになっているので、このことについての結論は差し控えさせていただきたい。

伊藤隆茂：吾北の場合も定数については検討していないので、17日までには結論を出す方向で協議をしていく。

和田公靖：本川は、終了後の定数は26名ということで結論が出ている。任期については平成18年4月30日、選挙区については合併後ということで結論を出している。

議長：在任期間と終了後の定数については、17日に持ち越し結論を出すということでご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認める。

議長：午後6時10分に、暫時休憩する旨宣告

(休憩中、土居内計画班長が選挙区の設定につき説明する。)

議長：午後6時15分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議すべき事項の1、2、3については、17日までにそれぞれ研究していただき、17日に協議するということが本日の会議を閉じたいが、ご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

○議長：異議なしと認める。極めて熱心なご協議をいただき、実のある会であったと思う。
今後よい方向で合併できるようにみんなで検討しながら進めて参りたいので、委員
の皆さまのご協力をお願いして、閉会を宣告する。

【5 閉会 午後6時19分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 11月 17日

議長（委員長） 黒石利武

署名委員 筒井幹夫

署名委員 中平由美子